



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 保安林の指定をする件
(農林水産四五三～四六〇)

- 中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件
(経済産業一三)

- 砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通一一一～一一四)

- 道路に関する件
(東北地方整備局一〇、一一)

- 道路に関する件
(関東地方整備局四七～五一)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同三二)

- 登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件
(沖縄総合事務局二)

〔省令〕

- 薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令
(厚生労働一)

〔告示〕

- 電子記録債権法第五十一条第一項の規定に基づき電子債権記録業を當む者を指定した件
(内閣府・法務一)

〔国会事項〕

- 〔人事異動〕
〔官庁報告〕

三 内閣

官庁事項

- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

(外務省)

- 日本工業規格（国土交通省）

公聴会

- 一般ガス供給約款の変更の認可に係る

(北海道経済産業局、関東同)

- 除籍が滅失した件
(法務五三)

- 戸籍が滅失した件
(同五四)

- 日本国に帰化を許可する件
(同五五)

〔公告〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
証票無効関係

官庁

諸事項

会社その他
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
証票無効関係

六 元

七 会社その他

八 元

九 会社その他

十 会社その他

〔省令〕

○厚生労働省令第十一号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十
四条第三項（同条第九項及び同法第十九条の二第
五項において準用する場合を含む）、第十四条の
第四項及び第十四条の六第四項（これらの規定
を同法第十九条の四において準用する場合を含
む）、第八十条の二第一項、第二項及び第四項か
ら第六項まで、第八十条の四第三項並びに第八十
二条の規定に基づき、薬事法施行規則及び医療機
器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を
改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

厚生労働大臣 田村 壽久

○薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の
実施の基準に関する省令の一部を改正する
省令

（薬事法施行規則の一部改正）

第一条 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令
第一号）の一部を次のように改正する。

第二百七十四条の二 治験（機械器具等を対象
とするものに限る。以下この条及び次条にお
いて同じ）の依頼をした者又は自ら治験を実
施した者は、治験の対象とされる機械器具等
(以下この条において「被験機器」という)、
について次の各号に掲げる事項を知つたときは、
それぞれ当該各号に定める期間内にその
旨を厚生労働大臣に報告しなければならな
い。

第一次に掲げる症例等の発生のうち、当該被
験機器又は外国で使用されている物であつ
て当該被験機器と構造及び原理が同一性を
有すると認められるもの（以下この条にお
いて「当該被験機器等」という）の使用に
よる影響であると疑われるもの又はそれら
の使用によるものと疑われる感染症による
ものであり、かつ、そのような症例等の發
生又は発生数、発生頻度、発生条件等の發
生傾向が当該被験機器の治験機器概要書

第七十六条中「第十一條から」を「第十一条
本文、第十二条から」に、「第十二条」を「第十二
一条本文」に、「第五十八条を」を「第五十八条
の規定を」に、「第十一條中「治験機器」とある
のは、「を」「第十一條本文中「治験機器」とある
のは」に「同条第一項名号の」を「同条第一項
各号中」に、「治験責任医師」とあるのは「当
該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三
項」を「当該被験機器について初めて治験の計
画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に
係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働
大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機
器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第
四項」に、「第五十七条見出し」を「第五十七条
の見出し」に、「第五十八条中「治験機器」とあ
るのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機
器」を「第五十八条の見出し中「治験機器の」
とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試
験機器」と、同条中「治験機器を」とあるのは
は「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器を」
に改める。

第七十七条中「医療機器」を「治験機器」に
改める。

(施行期日)
附 則

(経過措置)

「新薬事法施行規則」という。及び第二条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「新基準省令」という。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に既存実施計画書(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。)から第三項までの規定に適合するものに限る。又は製造販売後臨床試験実施計画書(第二条の規定による改正前の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において準用する同令第七条第一項から第三項まで(同項第一号を除く。)の規定に適合するものに限る。)が作成された医療機器の臨床試験(前条に該当するものを除く。)については、新薬事法施行規則とは新基準省令の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

卷之三

○金融庁告示第四号	日本における主たる店舗の所在地 東京都中野区中野四丁目一〇番二号 金融庁長官 畑中龍太郎
チヨーリッヒ・イン・シュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法(平成七年法律第百五号)第二百九条第二号の規定による届出(同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更)があつたので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。	平成二十五年一月八日
平成二十五年一月八日	日本における主たる店舗の所在地 東京都中野区中野四丁目一〇番二号 金融庁長官 畑中龍太郎
○政治資金適正化委員会告示第七号	日本における主たる店舗の所在地 東京都中野区中野四丁目一〇番二号 金融庁長官 畑中龍太郎
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。	平成二十五年一月八日
平成二十五年一月八日	政治資金適正化委員会告示第八号
七九一 阿部 成孝 一四、一、一五 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号	登録番号 氏 名 抹消年月日 抹消事由
一三三〇 竹田 良美 一五、一、一二 本人からの申請	
二五〇五 羽根瀬陽子 一五、一、一二 本人からの申請	
○政治資金適正化委員会告示第八号	登録番号 氏 名 登録政治資金監査人証票の番号
政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。	登録年月日 亡失年月日
平成二十五年一月八日	政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一
二七八一 松尾 友平 一八三〇 一五、一、一五	
○政治資金適正化委員会告示第九号	登録番号 登録年月日 氏 名
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。	
平成二十五年二月八日	平成二十五年二月八日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一	政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一
四三四九 二五、一、一五 西田 和喜	登録番号 登録年月日 氏 名
四三五〇 二五、一、一五 木山 文雄	
四三五一 二五、一、一五 奥谷 博文	
四三五一 二五、一、一五 永井翔太郎	
四三五三 二五、一、一五 橋本 勉	
○法務省告示第五十三号	平成二十五年一月八日
長野市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年三月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。	法務大臣 谷垣 複一
長野県上水内郡古里村大字下駒澤四百七番地	平成二十五年一月八日

告示

○法務省告示第一号

登録番号	登録年月日	氏名	上田 廣一
四三四九	一五、一五	西田 和喜	
四三五〇	一五、一五	木山 文雄	
四三五一	一五、一五	奥谷 博文	
四三五一	一五、一五	永井翔太郎	
四三五三	一五、一五	橋本 勉	
○法務省告示第五十三号			
長野市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年三月八日までに、同市長に対し、次の手続をしてください。			

前項に掲げる除籍の原本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手続について分からぬことがあれば、長野市役所又は長野地方法務局に照会すること。

平成二十五年一月八日

法務大臣 谷垣 穎一

長野県上水内郡古里村大字下駒澤四百七番地

寺島 元俊